

事務連絡
令和6年2月16日

都道府県薬剤師会事務(局)長 殿

日本薬剤師会
総務部 総務課

不当寄附勧誘防止法に係るポスターを用いた周知について(依頼)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

事務連絡
令和6年2月1日

各位

消費者庁消費者政策課
寄附勧誘対策室

不当寄附勧誘防止法に係るポスターを用いた周知について（依頼）

平素から消費者行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。)は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、行政上の措置等を定めることにより、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的として、令和4年12月に国会で成立し、令和5年6月1日までにこの法律の全ての規定が施行されました。

令和5年10月には、不当な寄附勧誘の被害に遭われた方を始め、より多くの方々に向け、この法律の趣旨を広く周知することを目的としたポスターを作成したところです。本ポスターのPDFファイルにつきましては、下記消費者庁ウェブサイトからダウンロードいただけますので御活用いただき、不当寄附勧誘防止法の周知に御協力賜りますと幸甚に存じます。

また、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に係る情報を認知した場合には、次の消費者庁ウェブサイトの情報提供フォームを御案内いただきますよう、何卒宜しく願いいたします。

【消費者庁ウェブサイト】

・ 不当寄附勧誘防止ポスター

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_231023_01.pdf

・ 不当寄附勧誘防止法

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/

・ 情報提供フォーム

<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1214>

以上

【問合せ先】

消費者庁消費者政策課
寄附勧誘対策室 担当：高橋、北川、吉原
Tel: 03-3507-8800(代表)

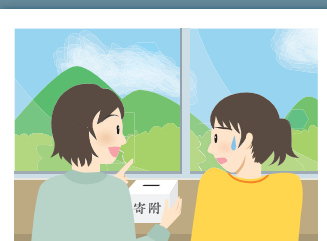
不当な寄附勧誘は **NO!**

心当たりは **すぐ通報**

このような寄附勧誘を行って人を困惑させることは**禁止**されています!



- お願いしても退去せずに勧誘
- 寄附を断り退去するのを妨害



- 勧誘とは告げず、退去困難な場所へ同行し、勧誘



- 威迫する言動を交えて外部への相談連絡を妨害



- 寄附しないと恋愛感情等による関係が破綻と告知



- 靈感等によって不安をおおひ又は乗じ、寄附が不可欠と告知



- 借入れ等による資金調達を要求

このような配慮に欠ける寄附勧誘も不当です!



- 判断困難に陥らないための配慮がない



- 生活困難にならないための配慮がない



- 使途誤認しないための配慮がない

こうした行為を受けたら・見かけたら、ご連絡ください!

消費者庁
への
通報窓口

法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為について、情報提供願います。



消費者
ホットライン



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

▼ 詳細はこちら

消費者庁 不当寄附勧誘防止法

検索



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan